

## はじめに

最近、建設会社を中心に、安全大会のテーマに「基本ルールをいかに守り続けるか？」を掲げるところが増えています。それは、「基本ルール」が定められているにも関わらず、これが守られていないための災害があまりに多いことが主な理由のひとつと考えられます。

事故防止の基本は、安全設備面の対策です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで安全設備面の対策を講じることには限界があります。そこで、それを補うため、安全の基本ルールを設けることはもちろん、これを、いつでもどこでもしっかり守り続けることが重要になります。

本冊子では、基本ルールを守り続ける現場をつくるため、**「なぜ、基本ルールは守られないことがあるのか」「1人が守らないとどうなるのか」「守り続ける<sup>ひけつ</sup>秘訣は何か**」などを紹介するとともに、建設現場で繰り返す死亡災害データに基づき、優先的に守るべき基本ルールを、**建築、建築・土木共通、土木**それぞれについて示していきます。

本冊子が、ひとつでも多くの現場にお役立ていただければ幸いです。

最近の労働災害は、 「なぜ、これができなかったのか」と 繰り返すものばかり	6
〆繰り返し災害、の防止には、 基本ルールをしっかり守ることが重要！	7
基本ルールが守られないことがある。 なぜなのでしょう？	8
▶ 面倒だから	
▶ 早く終わらせるため	
▶ そもそも基本ルールを知らないから	
1人が守らないとすぐに伝染する	9
基本ルールを守らないと、 自らにペナルティが跳ね返ることを 知らない人があまりに多い	10
あなたは「過失相殺」を知っていますか？	11
現場では、 基本ルールが守りにくい状況もある	12
▶ 安全に注意し続けることは難しい	
▶ 反射的に動くことがある	
▶ 疲れてくると……	
守りにくい状況があれば、 みんなで改善していく	13
基本ルールを 守り続ける秘訣とは？	14
▶ 現場リーダーが「安全と施工は一体！」という信念をもって引っ張る	
▶ 現場のよい人間関係を構築する	



優先的に守るべき基本ルールは、…………… 15  
繰り返す死亡災害から学ぶ

建築 建築・電気通信・機械器具設置  
土木

## 繰り返す死亡災害撲滅のための 基本ルール(建築×18ルール、建築・土木 共通×7ルール、土木×17ルール)

### 建築 18の基本ルール

- 基本ルール 1 高所作業では、安全帯を使用する(墜落防護措置がない場合) 16
- 基本ルール 2 足場の点検を怠らない 17
- 基本ルール 3 改修・解体で、スレート屋根の上は歩かない 17
- 基本ルール 4 トラック荷台上では、墜落防止対策を講じる 17
- 基本ルール 5 墜落防止対策がない屋上で、防水シート貼り作業をしてはならない 18
- 基本ルール 6 脚立は単独使用を控える。使うなら正しく使用する 18
- 基本ルール 7 階段には手すりなど墜落防止対策を講じる 19
- 基本ルール 8 エレベーターピットなど、開口部は常に養生する 19
- 基本ルール 9 決められた作業通路を確保し、そこを通行する 19
- 基本ルール 10 ローリングタワーを正しく使用する。1人で使用しない 20
- 基本ルール 11 建物解体時、仮設の開口部でも墜落防止対策を講じる 20
- 基本ルール 12 壁はつり作業では、倒壊防止対策を講じる 20
- 基本ルール 13 重機による解体作業は、常に機体の安定を保つ 21

- 基本ルール 14** ともかくにも、上下作業は禁止する 21
- 基本ルール 15** 高所作業車による作業は、地上に監視人を置く 22
- 基本ルール 16** 電気作業、溶接作業は、常に感電防止対策を講じる 22
- 基本ルール 17** 作業前、改修・解体する資材に有害化学物質が含まれていないか調べる 23
- 基本ルール 18** 作業前、現場の火災リスクを調査し、必要に応じ防火対策を講じる 23

## 建築・土木 共通

### 7の基本ルール

- 基本ルール 1** クレーン作業では、つり荷が<sup>ていかくかじゅう</sup>定格荷重以内か確認する。アウトリガーを十分に張り出す 24
- 基本ルール 2** クレーン作業を正しく行う 24
- 基本ルール 3** いかなる理由でも、つり荷の下には入らない 25
- 基本ルール 4** 掘削の深さにかかわらず、地山の監視を怠らない 25
- 基本ルール 5** 「建設現場では交通事故があまりに多い」ことを忘れずに安全運転に努める 25
- 基本ルール 6** 電動丸のこの切断作業は、作業台を使用する 26
- 基本ルール 7** 過去の災害を教訓とし、熱中症対策に万全を尽くす 26

## 土木

### 17の基本ルール

- 基本ルール 1** 運転席から離れる時は、エンジンを切る 27
- 基本ルール 2** 誘導なしではバックしない 27
- 基本ルール 3** 運転中、重機作業半径内には立ち入らない 28
- 基本ルール 4** 坂道では車止めをする 28

- 基本ルール 5 重機を路肩付近で作業させる場合、監視人、誘導員等を配置する 29
- 基本ルール 6 バックホウの斜路移動では、安定を損なう操作をしない 29
- 基本ルール 7 切土掘削では、落下物のおそれがある場所は立入禁止にする 29
- 基本ルール 8 のり法面では、自走式草刈り機を使用しない 30
- 基本ルール 9 緊急事態にあわてないよう事前に訓練を行う 30
- 基本ルール 10 立木の伐倒では、360 度危険エリアに誰も立ち入らせない 31
- 基本ルール 11 公道上では作業帯の外で作業をしない 31
- 基本ルール 12 つり足場上では、親綱・安全带等を使用する 32
- 基本ルール 13 急斜面では、いかなる時でも墜落防止対策を怠らない 32
- 基本ルール 14 施工中の構造物に倒壊のおそれがあれば、倒壊防止対策を講じる 33
- 基本ルール 15 空気の流れ、がない空間では硫化水素中毒、一酸化炭素中毒、酸欠などを常に疑ってかかる 33
- 基本ルール 16 宿舍の防火管理を怠らない 34
- 基本ルール 17 運転中の機械は、必ず停止させてから触れる 34

## 基本ルール遵守の 好事例

..... 35

**その1** 継続的な粘り強い取組み 35

**その2** 作業者の自主性を育む取組み 36



# 最近の労働災害は、 「なぜ、これができなかつたのか」 と繰り返すものばかり

**皆** さんにまずお伝えしたいのは、労働災害は突然起こるということです。そして、最近の労働災害はほとんどが“繰り返し”起きているということです。例えば、トンネル内の作業では、一酸化炭素中毒による労働災害が繰り返し発生しています。

**平** 成 28 年には、11 月にトンネル内の補修作業中に作業員 8 人と救助者 1 人の計 9 人が被災、その翌月も同作業中に 4 人被災（うち 1 人死亡）しています。さらに翌 29 年にも、10 月にトンネル内の清掃作業で 3 人被災（うち 1 人死亡）、わずかその 4 日後にもトンネルにつながる作業用通路で 3 人被災するなど、いずれも「一酸化炭素中毒」による重大災害が立て続けに発生しています。

なぜ、トンネル内の濃度測定、十分な換気などができなかつたのでしょうか。このように最近の重篤な災害は、「なぜ、これができなかつたのか」と悔やむものばかりです。

しかし、どれほど悔やんでもその事故が起きる前に時間を戻すことはできません。



# 〘繰り返し災害〙の防止には、 基本ルールを しっかり守ることが重要!

**で**は、〘繰り返し災害〙の防止対策をどのように考えればよいのでしょうか。  
まずは安全設備面の対策です。例えば、作業者が安全帯を使おうとしなくても、そこに手すり、落下防止ネットがあれば墜落災害は起きません。

しかし、日々刻々と作業内容が変わり、朝一番と夕方でもすっかり顔を変えてしまう建設現場では、何から何まで安全設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。このため、それを補うための基本ルールが定められ、建設現場で働く皆さんは、その基本ルールを守り続けることがとても重要になります。

現場では何から何まで  
安全設備面の対策は  
難しい



# 基本ルールが 守られないことがある。 なぜなのでしょう？



**現** 場には様々な安全の基本ルールがあります。しかし実際には、  
「(高所でも) これくらいの高さなら大丈夫、大丈夫」  
「(立入禁止ですが) 中に立ち入っても平気さ」  
「(機械を停めずに作業して) この方が早く終わる」……など。  
危険が軽視され、基本ルールが守られないことが少なくありません。  
なぜ基本ルールは守られないのでしょうか。

## ▶ 面倒だから

**そ** の原因として、まずあげられるのが「面倒だから」です。  
「安全帯をかけたりはずしたりするのは面倒だ」  
「立入禁止エリアを通れば近道できる。遠回りは面倒だ」……など。

このようなルール違反者には、厳しい指導が必要となりますが、一方で、効率的に物事を進めようとする人間は、本能的に面倒なことをしたがりません。このため、面倒なことを取り除く対策も必要になります。

## ▶ 早く終わらせるため

**次** が「早く終わらせるため」です。  
「今日中に作業が終わりそうもなく、作業手順を省略する」  
「少しでも早く終わらせるため、機械を停めずに修理する」……など。

「早く終わらせるため」に起きる不安全行動は、現場にとって“よかれ”のときが多々あります。このため、基本ルールを守らなくても、現場は「しかたがない」というムードになることがあります。しかし、それではいけません。

## ▶ そもそも基本ルールを知らないから

**「基** 本ルールを知らない」ことも少なくありません。例えば、電動丸のこ作業では、軍手は巻き込まれやすいため、はめてはいけませんが、それを知らずに、むしろ「軍手は手を守ってくれる」と誤った認識により判断をすることが見受けられます。



# 1人が守らないと すぐに伝染する



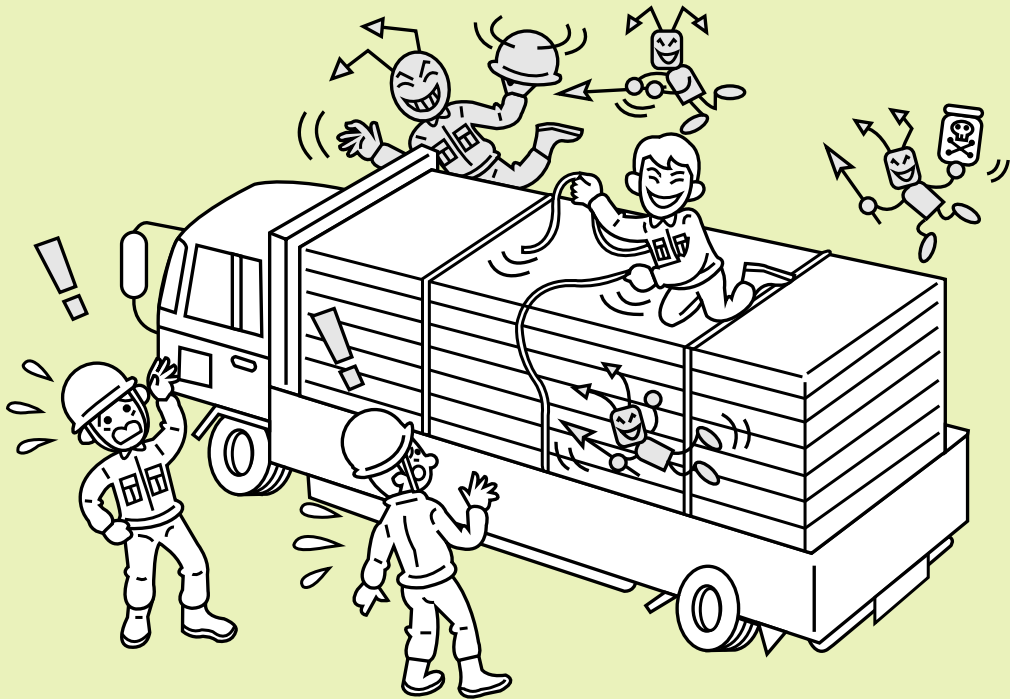
「1 人の作業者がどうしてもヘルメットをかぶらない。どうすればよいか」との質問に、みなさんはどのように答えますか。

この場合、“どうすればよいか”の前に、どのような悪影響を及ぼすかを考えることが必要です。

たった1人の不安全行動が、現場全体にすぐに伝染してしまいます。

「基本ルール わかっているが 守らない」

ルールを守らない行為が、暴走してしまうおそれがあります。



# 基本ルールを守らないと、 自らにペナルティが 跳ね返ることを 知らない人があまりに多い

労働安全衛生法第 26 条では、作業者が守らなければならない義務が定められています。

1. 安全状態を保つ義務
2. 安全措置を講じる義務
3. 保護具の着用・使用義務
4. 危険行動の禁止義務
5. 無資格就労の禁止義務
6. 車両系建設機械運転者に関する義務

これらを守らず被災すると、  
作業者にもペナルティがはね返ってきます。

**例** えば、作業者が安全帯の着用を義務付けられていたにもかかわらず、それを  
使わず足場から墜落した場合、事業者には加害者として労働安全衛生法違反  
が問われます。

一方、被災者にも、「安全帯を使用しなかった」という過失があるため、「過失相殺」  
により損害賠償額が大きく減らされることがあります。

**「過** 失相殺」とは、事故の加害者だけでなく、被災者にも過失があった場合、  
過失の大きさに応じ被災請求額を減らされることをいいます。これは民法  
第 722 条に定められています。